

用語の解説

1 少年鑑別所

表番号	用語	解説
1表ほか (注1)	新収容(人員)	調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留状、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他(引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない。
	入所の「その他」	引致状、鑑定留置状等により入所した者である。
	退所の「その他」	同行指揮書、釈放指揮書等により退所した者である。
	1日平均収容人員	年間収容延人員を年間日数で除し、単位以下を四捨五入した人員である。したがって、計とその内訳は必ずしも一致しない。
2表ほか (注2)	表題中の「交通」	主たる非行が自動車及び原動機付自転車の運転に係る者についての調査である。
6表ほか (注3)	新収容者	少年鑑別所送致の決定(少年法第17条第7項の規定により、同条第1項第2号の措置とみなされた場合を含む。)により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
7表ほか (注4)	文書偽造等	「文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造・不正指令電磁的記録関係」のことである。
20表	共犯者の数	本人も数に含まれる。

(注1) 1表(表番号は、インターネットにおける少年矯正統計の公表ページにおける統計表番号「16-00-01~56」の末尾の番号と同一である。以下同様。)のほかに、2表を含む。

(注2) 2表のほかに、4表を含む。2表は1表の、4表は3表の内数となっている。

(注3) 6表のほかに、7表~32表を含む。

(注4) 7表のほかに、8表、9表及び11表~26表を含む。

2 少年院

表番号	用語	解説
1表	入院の「その他」	逮捕状の執行により出院し、再び入院した者である。
	出院の「その他」	逮捕状の執行により出院した者等である。
	1日平均収容人員	年間収容延人員を年間日数で除し、単位以下を四捨五入した人員である。したがって、計とその内訳は必ずしも一致しない。
	退院の「期間満了」 欄中の()内の数	地方更生保護委員会の決定によるものであり、内数である。
2表ほか (注5)	矯正教育課程等	矯正教育課程及び処遇課程等のことである。
	矯正教育課程	「少年院の矯正教育課程区分表」参照
	処遇課程等	「少年院の処遇課程等区分表」参照
4表ほか (注6)	新収容者	調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう。
4表ほか (注7)	文書偽造等	「文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造・不正指令電磁的記録関係」のことである。
14表ほか (注8)	本件非行までの期間	前回処分のときから今回の入院に係る非行までの期間である。ただし、前回の処分が矯正施設又は児童福祉施設に収容の場合は、出院又は出所(逃走による出院又は出所を含む。)したときから起算している。
14表ほか (注9)	S E, S A対象者以外	矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)及び短期社会適応課程(SA)以外の対象者である。ただし、平成27年5月以前においては、長期処遇の対象者である。
14表ほか (注10)	S E, S A対象者	矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)又は短期社会適応課程(SA)の対象者である。ただし、平成27年5月以前においては、一般短期処遇又は特修短期処遇の対象者である。
17表	共犯者の数	本人も数に含まれる。
34表ほか (注11)	出院者	調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう。
42表	表題中の「職業指導に 関連のあるもの」	在院期間中に受けた職業指導の科目に関連して取得した資格又は免許のこと
43表	表題中の「職業指導に 関連のないもの」	在院期間中に受けた職業指導の科目に関連なく取得した資格又は免許のこと

(注5) 2表のほかに、7表、12表、20表~30表、34表及び49表~52表を含む。

(注6) 4表のほかに、5表~33表を含む。

(注7) 4表のほかに、5表、11表~13表、15表~17表及び32表を含む。

(注8) 14表のほかに、28表を含む。

(注9) 14表のほかに、35表、36表を含む。

(注10) 14表のほかに、37表を含む。

(注11) 34表のほかに、38表~56表を含む。

少年院の矯正教育課程区分表

矯正教育課程	摘要
第1種少年院	
S E (短期義務教育課程)	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの
S A (短期社会適応課程)	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの
E 1 (義務教育課程Ⅰ)	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
E 2 (義務教育課程Ⅱ)	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの
A 1 (社会適応課程Ⅰ)	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの
A 2 (社会適応課程Ⅱ)	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの
A 3 (社会適応課程Ⅲ)	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者
N 1 (支援教育課程Ⅰ)	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
N 2 (支援教育課程Ⅱ)	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
N 3 (支援教育課程Ⅲ)	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの
第2種少年院	
A 4 (社会適応課程Ⅳ)	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者
A 5 (社会適応課程Ⅴ)	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者
N 4 (支援教育課程Ⅳ)	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
N 5 (支援教育課程Ⅴ)	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの
第3種少年院	
D (医療措置課程)	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者

(注) 少年院法(平成26年法律第58号)が平成27年6月1日に施行されたことに伴い、処遇課程等(処遇区分・処遇課程)は、矯正教育課程に再編されたため、本年報における矯正教育課程に係る数値は平成27年6月以降のものである。

少年院の処遇課程等区分表

処遇課程等	摘要
一般短期処遇 S E (短期教科教育課程) S G (短期生活訓練課程)	義務教育課程の履修を必要とする者又は高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者 社会生活に適応するための能力を向上させ、生活設計を具体化させるための指導を必要とする者
特修短期処遇 O	特修短期処遇の対象者
長期処遇 G ₁ (生活訓練課程) G ₂ (生活訓練課程) G ₃ (生活訓練課程) V ₁ (職業能力開発課程) V ₂ (職業能力開発課程) E ₁ (教科教育課程) E ₂ (教科教育課程) E ₃ (教科教育課程) H ₁ (特殊教育課程) H ₂ (特殊教育課程) P ₁ (医療措置課程) P ₂ (医療措置課程) M ₁ (医療措置課程) M ₂ (医療措置課程)	著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者 外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者 非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者 職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月以上）の履修を必要とする者 職業能力開発促進法等に定める職業訓練（10か月末満）の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの 高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの 知的障害者（I・Qおおむね69以下の人）であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者 情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者 身体疾患のある者 肢体不自由等身体障害のある者 精神病者及び精神病の疑いのある者 精神病質者及び精神病質の疑いのある者

(注1) 平成19年5月1日をもって短期処遇のS₁ (教科教育課程)・S₂ (職業指導課程)・S₃ (進路指導課程)はS E・S Gに再編されたため、本年報におけるS Eに係る数値は再編前のS₁に係る数値を、S Gに係る数値は再編前のS₂及びS₃に係る数値を含んでいる。

(注2) 少年院法（平成26年法律第58号）が平成27年6月1日に施行されたことに伴い、処遇課程等は、矯正教育課程に再編されたため、本年報における処遇課程等に係る数値は平成27年5月以前のものである。